

志賀直哉「范の犯罪」とその周辺-「右顧左顧」からの脱却-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学文芸研究会 公開日: 2009-02-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮越, 勉 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/1245

志賀直哉「范の犯罪」とその周辺

——「右顧左顧」からの脱却——

宮 越 勉

はじめに

志賀直哉の「范の犯罪」(一九一三・一〇「白樺」)は、志賀文学を論じる際、避けて通れぬ重要な作品として存在する。これまでに夥しい数の論考がなされているが、はじめに、「范の犯罪」批評、研究史といったものに触れておかねばならぬ。

「范の犯罪」の本格的な作品論は後述する須藤松雄に始まるといえるが、それ以前に、以下の三名の高名な志賀論に目を通しておく必要がある。

まず、広津和郎は、「范の犯罪」を「クローディアス

の日記」(一九二二・九「白樺」)などととも、志賀が「人間の心のいろいろ複雑な面を、如何に知つてゐるか、その理解の広さ、深さ、緻密さを十分に語つてゐる。」¹⁾作とし、その人間心理解剖の鋭さを指摘した。ただ、その際、創作者の態度・性格に触れ、志賀が「強い心の持主」であることを言い添えているのを見逃してはならぬだろう。次に、小林秀雄は、「范の犯罪」作中の「殺した結果がどうならうとそれは今の問題ではない。牢屋に入れられるかも知れない。しかも牢屋の生活は今の生活よりどの位いいか知れはしない。其時は其時だ。其時に起ることは其時にどうにでも破つて了へばいいのだ。破つても破つても破りきれないかも知れない。然し死ぬま

で破らうとすればそれが俺の本統の生活といふものになるのだ。」という范の供述のひとくどりを引用して、「これが氏の思索の根本形式だ。」「氏は思索と行動との間の隙間を意識しない。」とし、志賀の「古典的」かつ「原始性」を指摘、強調したのである。さらに、井上良雄は、小林秀雄が引用した前掲の「殺した結果がどうならうとそれは今の問題ではない。……(略)……然し死ぬまで破らうとすればそれが俺の本統の生活といふものになるのだ。」という部分を二度まで引用し、范は「何よりも原始的な生活人」であり、その「犯罪」は「人間の内部に潜んでゐる自然力そのもの」によつてもたらされたもので「罪」ではない、「私」(＝井上)は、「この男々しい言葉」を「今後」「私の心の楯としようと思ふ。」としめくくつたのである。

上記三つの評論のうち、近代インテリゲンチャーの衰弱と対置して志賀直哉を捉えた小林論文、およびその延長線上に范を近代プロレタリアートの人間と直結させた井上論文は画期的なものであり、のちの須藤論文以下に多大な影響を及ぼすことになつたと思われる。が、今日からみれば、本多秋五がいみじくも解説するように、井上論文が書かれた「時代の空気」、「抑圧の強い社会」と

いう時代背景に十分考慮せねばならぬことも確かである。須藤松雄は「范の犯罪」について三度論及している。

最初の論稿のポイントを述べれば、抽象的な法廷、抽象的な人物(范および裁判官)の設定に即し、はじめてにしてほとんど最後の「自我の凱歌」が歌われたといるのである。その作品成立過程について志賀日記や「創作余談」(一九二八・七)の記事を援用して辿り、また作品の文脈に即した読みがなされている点で、「范の犯罪」の本格的作品論の始まりだとしてよい。が、次の論稿では、「自我貫徹の生の凱歌」という作の要点を繰り返し言うものの、それが自画像形成ではなく抽象的圏域内でのものであったこと、および作家論の見地から志賀の城崎体験(一九一三・一〇)における急激な自我貫徹の生の衰退という事柄が論者須藤の意識に刷り込まれているせいから、「范の犯罪」には「悲しい響きが交じっているようである。」とか、「陰影が流れているようである。」という評言も目立つことに注意したい。

本多秋五は、志賀における「神なき自我の肯定、絶対者を知らぬ自我の怒張」の文学的絶頂点を「范の犯罪」に措定し、その一方で「城の崎にて」(一九一七・五「白樺」)をそれとはコントラストを形成するものとして

捉え、「范の犯罪」から「城の崎にて」への推移は「暗夜行路」(一九二二・一〜一九三七・四「改造」)の前篇から後篇への推移とアナロジーの關係にあると論じた⁸⁾。この見取図のうえに立って、「范の犯罪」の作品内に踏み入っての読みが開始され、ここに描かれた裁判や范のような旅芸人は現実にはありえないものの、この小説が表現している「詩的眞実」とは、「絶対的な自己忠誠、それをどこまでも貫こうとする決意の凄じさ」であると⁹⁾し、さらにその後も詳しく論じ、この作は「志賀直哉が上りつめた自己中心主義のピークを示す」ものと駄目押しをしたのである。

私もかつて作家論的に「范の犯罪」について少しく論じたことがある¹⁰⁾。復唱すれば、一九二二年初頭にアナトール・フランスの「エピキュラスの園」の読書体験がバネとなって直哉の仕事(文学)への意欲は高まり、自我も高揚するが、一方にその経済的基盤である父直温との關係を穩便に、いやもっと言えば己れの進む文学の道にその対立者である父の理解を求める心が強く働き、一九二二年九月発表の三作「正義派」、「クローディアスの日記」、「大津順吉」にはいわば自我の不完全燃焼ともいえる燻ったものが蟠り、その後の尾道での自活における高揚した

気持ちとその挫折を経、一九一三年九月作の「范の犯罪」には范イコール志賀、裁判官イコール志賀という図式のもと、今度はまさに自我の完全燃焼ともいえる直哉の自家(父)離れの決意がその虚構の裏側に透視できることを論じたものであった。

紅野敏郎の論も、范イコール直哉とみ、そこには直哉の実生活の反映があり、「中ぶらりん」の破壊をめざす覚悟のほどが見取れるもので、范の「本統の生活」を求めてのすさまじい内面の要求はそのまま志賀の実生活上の生活感情にオーバーラップするものだとしているのである。

以上の論考は、「范の犯罪」の読みにおいて強さに力点を置くものだったとしてよい。が、以下に示すように、ここ二十年近い年月の間に「范の犯罪」の読みは、強さにアクセントをつける見方から、弱さにアクセントを置くそれに変化しているのである。

重松泰雄の論文¹¹⁾は、須藤松雄の所論に対する疑義から書かれたものである。先にも触れたように須藤の論は、「激しく明らかな歌」(一九六三年の著書)とする一方で、「陰影」を引きずった「別れの歌」であった(一九六七年の著書)としており、重松はそこに「ユレ」があり、

「ズレ」につながる可能性もあって、「范の犯罪」の解読と評価に関してはまだ安定したものが無いとしたのである。その重松論文のポイントを述べれば、范の妻殺しの思いが一晩のうちに細々しくしぼんでしまったことに着目し、「范の犯罪」は後年の作者自注に見合うような〈巧妙な他殺〉の物語でないばかりか、その執筆過程における直哉の不安定な気分、自信喪失ぶりなども検証し、「范の犯罪」は「一つの迷いの中で書かれていった」、「作者の自我思想、自我主義の信念自体の腰ぐだけ」を物語るものとしたのであった。また、「むしろ予想以上にあの次作『兎を盗む話』に近い作品だと言える。」ともしたのである。この重松論文から「范の犯罪」を弱さにアクセントをつけた読みが始まったとしてよい。

つづいて山口直孝の論文が重要である。これは、須藤本多、紅野、そして重松論文などに「一つの暗黙の前提」としてあった小説の舞台設定を非現実的なもの、抽象的なものと見做す把握への疑義からその修正を迫ったものであった。山口によれば、「范の犯罪」の舞台は、現実のものであるが、公判ではなく、旧刑事訴訟法下の予審その予審段階の取調室とするのが妥当だとする見解を示したのであった。この点に関しては私もおおむね賛同し

たい。が、しかし、范が「無罪」になったのは、范のケースが非「責任能力」者の行為、もしくは「心神喪失」者の行為に該当するためとした読みはどうであろうか。その検討はのちに委ねるが、山口が「范の犯罪」を弱さに力点を置いて読んでいることは確かなのである。

最新の「范の犯罪」に関する論考のなかから一つ、秋山公男の論文に触れておきたい。秋山は、その主人公がキリスト教信者であることや本当の生活もしくは痛快な感じのする生活に入りたがっていることなどをはじめとして、そのモチーフの点でも「范の犯罪」は「濁つた頭」(一九一一・四「白樺」)と近似した小説であるとした。秋山がそのモチーフにつき、「昏迷する自意識・理性への懷疑、ひいては人間存在の脆弱性の表出にある」とするとき、「范の犯罪」を弱さにアクセントを置いて読んでいることは明らかなのである。

かくして「范の犯罪」の受容、読みの歴史は、強さから弱さに力点を置く論調に変化、移行しているさまが捉えられるのである。果たして、范は強いのか弱いのか。この作品を真正面に据えてじっくりと考察し直してみる必要があるのだ。

論考の手順として、私はやはり、「范の犯罪」の成立

過程を綿密に辿ることから始めたい。作品のみに執した読みからだけでは把握できない重要な事柄が見えてくることもあると信じるからである。ついで、「范の犯罪」の文脈に即した読み、解説を行ないたい。むろん本稿の中心はここにあるのだが、その際、読み取れる範囲のものとそうではない読みの逸脱には十分配慮したいところである。しかし、論考はここで終わらない。作家論的通路を開いておきたい。すなわち、志賀文学全体における「范の犯罪」の性格と位置づけ、またその背景にある作者志賀の生活意識などにも注意したいと思うのだ。

—

後年の志賀は、「范の犯罪」に関する創作上の裏話を数度に渡って語っている。「創作余談」（一九二八・七「改造」）、「范の犯罪」に就いて（一九三五・三「現代」）、「好人物の夫婦」あとがき（一九四七・一一「好人物の夫婦」太陽書院刊）などであるが、それらをまとめて言うとき次のようになる。

はじめに、「支那人の奇術」（ナイフ投げの曲芸）を見ていて、もし間違ひ（殺害）が起こつた場合、「過失か

故意か分らなくなる」と思いつき、それを何らかの形で創作に活用できぬものかと漠然と考えていた時期があった。思いつき、着想段階のもので、殺人など刺激的な題材に興味を抱く初期の直哉の特徴をみることができる。

そのような折に、直哉の「従弟の一人」が夫婦関係のもつれから自殺するという事件が起こつた。そのあらましはこうである。従弟を仮にAとすれば、Aの親友にBという男がいた。二人とも華族である。そのBがBの従妹と関係し子供が出来ていることを知らずに、従妹をAにすすめて二人を結婚させた。子が早く産まれ、Aは自分の子ではないと煩悶した。そして気持ちの上でついに負けて自殺してしまった。このような事件の内容をあとで知らされた直哉は、善良な性質の従弟を齒痒く思うと同時に、自分ならば夫婦関係で両立しない場合、女を殺す方がまだ、と考へたという。そこに先の思いつきが合流し、「范の犯罪」という作品が書かれることになったというのである。

これを志賀日記などの資料をもとに、より詳しく「范の犯罪」の成立過程を辿ってみたいと思う。

一九一三年七月三〇日の日記に、「午后、平一から電話、〇〇氏が脳溢血で前日死むだといつた。間もなく行

つて見た。おせい叔母は愚痴らしい事を少しもいはなかつた。尚同情した。」とある。「○○氏」が問題の自殺した従弟に当たるわけだが、「おせい叔母」とは、佐本源吾・ふくの三女で、直哉の生母ぎん（源吾・ふくの五女の姉に当たり、再婚して吉田子爵家に嫁していた）。「○○氏」は、その吉田子爵が先妻との間に設けた人で、直哉より三つ年下である。だから直哉とは血のつながらない義理の従弟ということになるが、少なからぬ交流はあったようである。なお、この時点で従弟の死に関する正しい情報は直哉に入っていない。

ついで八月四日の日記を引用する。

○○氏の葬式ある筈、俾で行く途その列に会ふ。少しいつた所でお春叔母に会ふ。直ぐ順天堂へ行つてそのかへり北山吹町の佐本の祖母訪問、此所で○○の死は鉄砲の自殺といふ話をきく。妻の心持の惨酷さが懐い感じがした。妾といふ十六の女も見た。心の苦悶には縁ない女だった。

またこの記事に注をつければ、「お春叔母」とは、佐本源吾・ふくの四女のぶ（通称はる）のことで、先の「おせい叔母」の妹、直哉の生母ぎんの姉に当たる。直哉の順天堂通いは性病の治療のためであり、この年の春

に尾道から東京に舞い戻っていたのもその性病を完全に治すという目的があったためである。ともあれこの日直哉は、「佐本の祖母」すなわち「ふく」から、従弟の死の真相を明らかにされたのである。

先の「『范の犯罪』に就いて」によれば、A（自殺した従弟）は若い子供のような年齢の「妾」を持っていたという。また、その鉄砲自殺が起こった際、嫁の母が「どうしたのだらう」と言うのと、嫁はただ「自殺なさったのでせう」と冷然として答えたという。おそらく八月四日のこの日、こういったことまでが祖母「ふく」から直哉に語られたに違いない。

「范の犯罪」はこの事件を土台にするものの、虚構化を大きく施した作としてある。が、この事件からその虚構内に紛れ込んでしまったものもあるはずだ。しばしこの事件の真相を追究してみたい。その際、志賀直哉からの発言とは別に、この事件を題材にして武者小路実篤と里見弴が創作に及んでいるので、こちらの方面から事件の核心部に迫るといふ方法をとってみたい。

武者小路実篤の戯曲「罪なき罪」（一九一四・三「白樺」）のあらすじは以下のようなものである。

広田子爵とその妻とめ子は新婚で、子供が出来たばか

りである。が、広田子爵は、その子が八月（やつき）で生まれたことを気にかけて、とめ子にかつて英語を教えたという前島という男の胤ことではないかと疑い、とめ子に正直なところを言うように迫る。が、とめ子は泣いて「あれは貴夫の子です」と言うばかりである。広田は、妻の罪を許したいと思っていて、クリスチャンではないが、時々教会に通いバイブルを読んでいるという。妻の告白を得られない広田は川中という友人に妻の本当のことを聞いてもらいたいと頼む。川中とはとめ子と話し、ついにとめ子は、たった一度だけ、「暴力でとは申しません」として前島と関係したことを告白した。また、お金をゆすられていることも話す。前島は、とめ子との関係はごく瞬間の出来心からのもので、それで赤子が出来たとは知らなかった。広田からそのことを直接打ち明けられると前島はひたすら詫びるのであった。こうして広田は理性のうえで妻ととめ子を許せるとし、時の経過を待つということをしめくくっている。

作中の川中という人物は作者武者小路の分身であるだろう。実篤もまた「○○氏」との交際は少なからずあり、この事件にショックを受けた一人だったのである。

文芸作品として「罪なき罪」をみた場合、女の方の罪

を主題にしているのだから、とめ子の苦惱、罪意識がもと浮き彫りにされていなければならないのだが、それが十分出ているとはいえない。が、理性はすべてのことを許せるという前向きな解決法をとっているのはいかにも武者小路らしい。また、作中主人公の広田がキリスト教に近づきバイブルを読んでいたとあることから、実際上の「○○氏」も同じような手段で感情を理性によって克服しようとしたのではないかと思われる。

ついで武者小路は、同じ題材のもと、「不幸な男」（一九一七・五「新公論」）という小説を書いた。主人公の田島は、早くに両親を失い、係累が少なければかりか友達も少ない。唯一の友は、山村といい、子供からの学習院での同窓で、二人とも成績が優等、同じ法科にいた。田島は、その山村から或る女性（時子）を妻に持たないかと勧められ結婚する。が、田島は内緒で医者に見てもらい自分に子種がないことを知らされていた。結婚後も山村はよく自分の家に遊びに来、田島は不愉快な思いをしていた。が、やがて妻から妊娠を告げられると、ここで田島は、それは自分の子ではなく山村のものだと確信するに至る。妻は、「あなたを愛してゐる、私を出すより「殺して下さい」と言っ

しばらくして田島は妾を置いた。妾宅に泊まるが多くなり、そこに救いを求めたのである。が、その妾も、「もしかしたら子供が出来たのかも知れませんか」と田島に告げると、妾に情夫がいるのではないかと邪推していた田島は、妾をはじめてなぐり、足蹴にもしたのであった。そして結末は、自家の二階にひきこもり、護身用を持っていたピストルを額にあてて引き金を引いたのである。

作者自身「序のかはり」なる文章で、主人公はモデルとは違う境遇、異なった性質の人間にしたといい、また子種がないことを大きな虚構軸にしたとしている。が、妻時子は、この家にいたいといい、実家に戻ろうとしないう。実家には父の後妻がい、兄嫁がい、帰りにくい事情があったとされる。この妻の境遇のあり方には特に注意しておきたい。

里見淳の小説「恐ろしき結婚」(一九一七・四「太陽」)は、A子爵が新妻糸子と新婚旅行中であって、楽しいはずのその旅行にも二人の間に隙間があると感ずることから始まる。糸子には、男嫌いというより、男を呪うという心情が根づいていた。作品は入れ子型のようにして、糸子の分身富子(彼女らは双生児として生まれた)の恐ろしき結婚を語る。富子が嫁したC男爵は、外づらは君

子人のようになっていたが、その内実は多くの娘(女中)を毒牙にかけた全くの獣であった。その今は亡き富子の秘密を結婚以前の糸子はふとしたことから知り、結婚そのもの、男のすべてに深い不信感を抱いていたのである。なお、糸子(妾腹の子)の実家は、その兄(B子爵、正妻の子)の放蕩によって家産が傾いており、実家には帰りづらい事情があった。一方、A子爵は、結婚まで童貞を守り通し、結婚に理想を抱いていた(ここは武者小路の「罪なき罪」の主人公広田子爵とほぼ共通している)。結婚生活がうまくいかないA子爵は糸子に八つ当たりをしたりするが、糸子は「殿様が出て行けと仰有つても、私は死んでも戻りません——」と鋭くキツパリと言い、「私には帰るうちも、親兄弟も御座いません」とも言うのであった。A子爵は次第に神経衰弱になっていく。やがて男の子が生まれるが、表面上の平和とは裏腹に、A子爵の神経衰弱は高じる一方だった。そしてAは、ある日、糸子を呼び、彼女の目を見ながら、「私は、死にます。……最後まで、貴方を愛し続けてゐます。……では階下に行つて下さい」と言い放つ。糸子は、頭を下げた階下におりる。すると二階から非常な音がする。糸子は、「御前様が自殺おそばしたので御座い

ます」と、そばにいる後室に冷然と語るだけであったのである。

この作品は、妻の過失（不義）という「○○氏」事件のことは扱っていないが、「○○氏」の妻の冷淡さ、残酷さは多分に生かされていると思われる。武者小路作の「不幸な男」同様、妻側にはその実家には戻りにくい事情があった。妻桑子は、味気ない結婚生活を送りながらも実家へは戻ろうとはしない。すなわち離縁されることを頑なに拒んでいるのである。

以上、志賀以外の「○○氏」事件を素材にした三作をみてきたが、そこから次のようなことが言えるのではないだろうか。事実として、「○○氏」は、その親友の男の胤を宿した女性と結婚することになった。「○○氏」は、品行方正、あるいは結婚まで童貞を守ってきた男かもしれない。だが、妻が自分の親友の子を生んだと分かって、その妻を理性では許し切れない感情が根深く残った。妾を置いたりして、逃げ場もしくは救いの道を求めたが、決して心は癒されなかった。一方、妻の方には、その実家には戻りにくい事情があって、愛されてはいないものの夫にしがみつく道を選んでいった。そうこうするうちに「○○氏」の神経衰弱は一層高じていき、ついには自殺

するに及んだのだ、と。

二

「范の犯罪」の成立過程に話を戻そう。

「○○氏」の死の真相を聞かされた三日後、一九一三年八月七日の志賀日記には、「晩、『徒弟の死』を書きかけて見る。」とある。この「徒（従）弟の死」なる作の草稿は現存しない。どのようなものだったかは推測するしかないのである。

八月一五日には、山の手線の電車に跳ね飛ばされて九死に一生を得るといふ直哉の全人生においても大変重要な出来事が起こった。直哉は東京病院に入院したのだが、八月一七日の日記には、「……然し此時はもう気だけはハッキリして、○○氏の死后に就いて自分の考へなどを反つて見舞ひに来てくれた人に大きな声をしていつてゐた。」と記している。「○○氏」の事件に対する執拗なこだわりがみられるのだ。

では、「従弟の死」なる作はどのようなものであったのか。それはやはり、後年の自注「創作余談」が語るように、「私は少し憤慨した心持」で「二人が両立しない

場合、「自分が死ぬより女を殺す方がまし」と「考えた」ことをモチーフにしたものとするのが至当だろう。つまり、創作化のほとんど施されない事実即ち感想文風のものだったと考えるのだ。おそらくは「〇〇氏」の事件の輪郭を辿り、自分がこの従弟の立場に立てば、妻を殺しても構わない、敗者でなく勝者にならねばならぬと自己の思いをストレートに吐露したものでなかっただろうか。だとすれば、前年の一九一二年三月一三日の日記記事、「自分の自由を得るためには他人をかへりみまい。而して自分の自由を得んがために他人の自由を尊重しやう。他人の自由を尊重しないと自分の自由をさまたげられる。二つが矛盾すれば、他人の自由を押しやうとしやう。」と位相を同じくする自我の高揚のもとでなされたものであったと推察されるのである。

「范の犯罪」の第一稿「従弟の死」なる作は、自分の感想を主体にしたものであった可能性が高い。だが、モデル問題が当然ながらからみ、途中ででの放擲もしくは篋底に秘されることとなつたと思われる。

しかしこの段階で重要なのは、妻殺害のあり方において、故殺もしくは謀殺が妥当なものであって、過殺はあり得なかつたということである。邪魔者は消せの論理に

過失が入り込む余地は全くないのだ。

こうして九月一日の日記に、「支那人の殺人」を書いた」という記事が現われる。「従弟の死」から「支那人の殺人」へと改題改筆されたのだ。が残念なことに、「支那人の殺人」なる作の草稿も現存しない。これまたその内容は推測するしか術がないのである。¹⁸

「支那人の殺人」の段階において最も重要なのは、ここに支那人のナイフ投げの奇術を見ているの思いつきが導入されたことである。殺人という事実は厳然として存在するが、それは過殺か故殺か全く分からなくなる、そういう知的興味の勝ったモチーフが入り込んで来たのだ。ここに至って事実即ちした「従弟の死」は、虚構の枠組のしっかりした「支那人の殺人」のなかに吸収、合体されたのである。また、それに伴い、妻殺害のあり方は、故殺もしくは謀殺の線が著しく後退し、それに代って、故殺か過殺か分らないというあいまいなものが前面に押し出されて来たのである。このことは「従弟の死」から「支那人の殺人」への移行において極めて重要な変更点であったとせねばならない。

では、「支那人の殺人」とはいかなる〈小説〉として構想、執筆されたものか。直哉は、「范の犯罪」に先立

つこと三、四年、「剃刀」(一九一〇・六「白樺」)という犯罪小説を作っていた。今日「剃刀」には三種の草稿が残されていて、その生成過程をつぶさにみる事ができるのだが、そこに「支那人の殺人」の内容を類推するヒントがあるように思われる。幾分長くなるが、「剃刀」の草稿類から、「支那人の殺人」のあらましを推察してみたい。

「剃刀」は、剃刀の名人芳三郎が、インフルエンザの熱に苦しみながら、ついには客の咽につけたわずか「三四厘の傷」がもとになってか、その客を発作的に殺害してしまうという経過をビビッドに描いた秀作短篇である。だがいまは、「剃刀」の生成過程のうちで削ぎ落とされた部分こそ重要なものとなってくる。

「剃刀」の第一稿は「説人間の行為」(A)(一九〇九・九・三〇執筆)である。すでに〈小説〉と角書きされていることから、虚構の作としてあることは明らかだ。が、ここでは〈自分〉なる人物が登場し、辰床の親方芳三郎の兵隊殺し(のち芳三郎に不快を与える嫌味な若者に變更される)の真相を追究する形をとっている。また、その〈自分〉なる人物が事件についての情報を得るのは、新聞記事であって、新聞には「当人が予審庭でいつた事

が載つてゐた。」というのだ。それによると、芳三郎は、ちょっと手元が狂つて三、四厘の傷を客の咽につけてしまった。これが殺人行為の動機(原因)と考えられるという。兵士への遺恨や雑貨店の女に対する痴情の争いからではないとするのだ。これに対し裁判官は、殺人という重い行為に比し、その動機があまりにも軽すぎると考える。そこで近々、某精神病学者の鑑定を受けさせるつもりだともいう。このような情報を新聞記事から得た〈自分〉は、「裁判官のいふやうに、人間の行為の軽重が必ずしも動機の軽重と正比例するものだらうか」と疑問を投げかける。また、「精神病者でなくてもかういふ行為はする、少なくとも自分にはその素質があるやうに思った。」とするのである。ここの〈自分〉は作者志賀とイコールとみてよい。すでに兇行者芳三郎への作者の同情、感情移入の方向性がみられるのだが、これとは別に、直裁が予審(裁判)に並々ならぬ関心を抱いていたことに着目しておかねばならない。

次に、「説人間の行為」(B)が書かれる。芳三郎を主人公に据え、その兇行までのプロセスを綿密に辿ろうとしたもので「剃刀」に近い作となっている。ただ、殺害シーンは回避され、殺害シーンを描くことの難しさを伝

えることとなっている。が、今はこの草稿はさして重要ではない。むしろ次の「小殺人」(一九〇九・一〇・一三執筆)に注目せねばならない。この草稿は、さらなる書き直しによって細かい描写にも張りが出ているが、「小人間の行為」(B)のあとに付け足す形で、新聞記事として予審のことが綴られているのだ。判事の問いに芳三郎は、動機らしいものは、「三、四厘の傷」だとした。判事は、「人間の心には——例へば此所に美しい絵がある。それを大事にしてゐる時何かの場合、誤つてそれへブツリと一つ穴を開けたとする。その時それを直さうといふ考へよりも直ぐビリ／＼に破つて了ひたいといふ気があるものだ。此男のも左ういふ心持の一種ではなかつたらうか。」という解釈を行なう。そして判事は、芳三郎を(精神病者)と解しようとしたというのだ。ここには根強い直哉の裁判(予審)への関心と、判事に感情移入しての芳三郎弁護のベクトルが働いている。結局は、視座の一元化という方策のもと、「剃刀」において削ぎ落とされるのだが、一九〇九年の秋の時点で直哉が予審にただならぬ関心を抱いていたことは見逃してはならぬのである。

ところで、直哉の予審もしくは刑事裁判などに対する

理解度はどれほどのものであったのか。

いま問題の予審について手元にある『法学事典』^④で調べてみた。その「予審」の項には次のように書かれている。

公訴提起後、公判手続^⑤前の裁判官による取調手続で、事件を公判に付すべきか否かを決定し、同時に公判で取り調べがたいと思われるような証拠の収集・保全を目的とする手続をいう(旧刑訴二九五)。この手続は非公開で弁護人の立会もなく、被告人は予審判事の一方的取調の客体にすぎず、しかも予審の結果を記載した予審調書は公判廷において無条件に証拠能力を有したため、予審はまさに糾問手続の観があった。すでに、旧刑事訴訟法当時から廃止論があったが、当事者主義^⑥的な現行法はこの制度を採用していない。

「予審」は、非公開を原則とする。それならば、新聞記事として予審のことが報道されることはあり得ない。また、「小殺人」には、検事の姿も予審廷に登場している、これもまたおかしなことである。かくして「小人間の行為」(A)および「小殺人」は、リアリティーに欠けるものとなってしまうのだ。直哉の予審にかかわる知識は不備、不完全なものだったとせねばならない。しかし、直哉には、精神病者は殺人を犯しても無罪になる

という認識が備わっていたように思われる。そもそも旧刑法七八条には、責任能力に関する規定も明文化されていて、精神鑑定、すなわち医師の証明はごく早い時期から司法機関によって尊重され、受け入れられていた。だから、この点に関しては、直哉の知識はかなりのもので、「小殺人」において判事が芳三郎を無罪に処するため精神病者だとしようとしたのは、芳三郎への同情かつ弁護からであって、ここの判事は「小人間の行為」(A)の「自分」の延長線上になった人物だといえることになるのである。

「剃刀」の草稿類への検討から予審に関わることまでを長々と綴ってしまったが、「范の犯罪」の第二稿「支那人の殺人」の輪郭もようやく朧気ながら見え始めてきたように思われる。

おそらく「支那人の殺人」なる作は、予審の場面を中心に据えたもので、その裁判官は直哉の分身であり、あるいは被告の「支那人」以上にこの裁判官の内面にスポットが当てられたものだったかもしれない。それは、先にみた「支那人の殺人」に先行すること丸四年、「剃刀」の草稿である「小人間の行為」(A)や「小殺人」に示されていた予審への関心、裁きへのこだわりがまたぞろ

直哉にやって来ていたと推察するからである。犯行に及ぶ「支那人」は従弟の「〇〇氏」の逆のケース(自殺せずに妻を殺してしまう)を辿る気弱で善良な男、それを裁く予審廷の裁判官は直哉の分身、そのようなものであったのではなからうか。だからここでは妻殺しが過失か故意か判断がつきにくいのはかえって好都合だった。裁判官の腕の見せ所なのだ。また、作中人物と作者(志賀)との関連でいえば、「支那人」と作者の距離よりも、「裁判官」と作者の距離がより近かったのではないかとみるのである。

「従弟の死」は主観の勝った感想文的なものであったろうが、「支那人の殺人」に至って虚構化がなされるとともに客観性がより強く意識され、作者の主観は公的にも力を持つ裁判官(予審判事)に託すという形のものが構想されたのではないかと思われるのだ。

もっとも「支那人の殺人」は結局は改稿を余儀なくされた。それは、直哉に「予審」に関する知識、理解度の浅さが再認識されたからに他なるまい。こうして次の段階である「支那人の殺人」から「范の犯罪」への移行に際し、裁判官ではなく、「支那人」(一般性ととどまる)ならぬ「范」(固有性を増す)なる人物に焦点を当てた

ものに方向転換がなされたのだと考えるのである。

ところがその最終稿(第三稿)である「范の犯罪」は思いのほか難渋した。九月二三日の日記に、「どうしても『范の犯罪』に手がつかぬ。」という記事がみられ、翌一四日の日記には「帰宅後『范の犯罪』を書きあげた。疲労しきつた。それでもまだ何か出来さうに元氣がある。」とあり、このあたりの時点でタイトルも「范の犯罪」と決定し、執筆着手から一応の完成をみるに至ったさまが窺える。だが、九月二四日に、「『范の犯罪』を後半を殆ど書いた。」という記事がみられ、一四日に完成したというのは棚上げにしなければならなくなる。「范の犯罪」は、九月二四日に至って書き直しを伴い本当の意味での完成をみたのである。

そこで少し長くなるが、九月二四日の日記記事を次に引用してみる。この日は、「范の犯罪」成立のうえでこそぶる重要な日となったのだ。

午前病院、かへり稲生訪問 午後は自家。

御祭りで稲荷を皆おがむ。自分はどうでもいゝと思つて、カン主から神を受取つた、その時急に腹が立つた。自分は毛の先程の霊も稲荷などに感じてはゐない、自家は小さな家、(おもちゃ)に形だけでも頭を下げ

るといふのが不意に腹立たしくなつた。然し大勢ゐた。自分は神を捨て、帰つて来れなかつた。部屋へ帰つて、からも不快でくならなかつた。

「范の犯罪」を後半を殆ど書いた。不快から来た興奮と、前晚三時間位しかねなかつた疲労が、それを助けて書き上げさせた。三秀社へ持つて行つた。

じつは志賀家にとって毎年九月二四日は特別な一日だった。直哉の異母妹実吉英子の回想によると、「毎年九月廿四日には庭の隅に祀られている子育稲荷のお祭りがあり、当日は、「のぼり」が立てられ、「ぼんぼり」も飾られ、氷川神社から神主さんがやって来られたという。お詣りには、親類の人々も、出入りの職人も大勢入る。が、「兄はお稲荷さんなどをおがむのはいやだと云つてお祭りは出て来ませんでした。」という。現存する志賀日記の一九〇四年、一九〇七年、一九一二年には、稲荷の祭りの件は全く記載されておらず、一九一〇年のものには「子育稲荷の祭りで親類出入職人等の集まる日なり、」とあるものの、それに参加したとは書いていない。では何故、一九一三年(大正二年)に限って、直哉は稲荷の祭りに参加したのであろうか。

私は、ここに直哉の自家に対する顧慮をみる。直哉は、

その前年の秋、尾道に赴き、自活を始め、自伝的長編に着手した。父直温への反撥を強めていたのだが、翌一三三年の春からは、性病を治すためもあって麻布の家に戻っていたのである。尾道行以前の生活に逆戻りし、父の庇護のもと、友人たちと頻繁に遊び回る生活をしていった。尾道行直前の意欲的で張りのある気持ちはゆるんでいたとしてよい。九月九日には、「船が重い」という「散文のやうな詩」（日記による）を書いていった。それは、

文学の仕事の進捗がおもしろくなく、自己の才能に対する失望さえ吐露したもので、気持ちの落ち込み、気弱になっ
てい
ることが見て取れる。むろん直哉は、目的や夢を失わず、自己鞭撻をしてこの詩稿をしめくくっているが、全体の基調は重苦しく、暗い。直哉の当時の状況は、気弱であり暗いものだった。四六時中直哉の自我は高揚していたわけではない。むしろ当時は高揚することの方がまれだったとしてもよいだろう。だから自家（父）への顧慮から、ほとんど列席したことのない稲荷の祭りに出てもいたのである。が、おのれの意思に反する行為をなしたことから直哉の自我は爆発する。むしろおのれ自身への怒りから、「范の犯罪」の書き直しと後半部の一気呵成の完成へと向かう。この事実は重くみね

ばならない。

とりわけ「范の犯罪」後半部において、主人公「范」はその客観性を失い、作者志賀の内なる声が表面に出やすくなったと考えられるのである。別言すれば、「范」は一旅芸人の「支那人」という制約を越え、作者志賀との距離を縮めてしまうことになったのではないかとみるのである。その切っ掛けとして、九月二四日における稲荷礼拝事件を重視したいと思うのだ。

三

「范の犯罪」（テキストとして一九一三年一〇月「白樺」初出のものを使用する）をどのように読むべきか。部分に執した読みは避け、作品全体をその文脈に即した読みで把握しなければならない。その際、作品の構造、作中人物の造型のあり方に特に目を配りたいと思う。

プロローグは、衆人環視のもと、「范といふ若い支那人の奇術師」が、ナイフ投げの演芸中に「其の妻」の頸動脈を切断し死なせてしまった出来事を語る説明叙述部である。その語り口は冷静であり、「此事件」が「故意の業か過ちの出来事か、全く解からなくなつて了つた」

ことをポイントとして掲げる。故殺か過失かの二項対立は、この作品を展開させる梔子のような働きをし、その最終部にまで生き続ける。

ところが、右のような導入部からいきなり「裁判官は座長に質問した。」という一文が示される。警察による取り調べなどは飛ばされ、座長から助手の支那人、さらには本人（范）が「其所」に呼ばれ、裁判官の訊問を受けるのである。

では「其所」とはいったいどこなのか。この作品の舞台をめぐってまずは考えてみたい。

先にも述べたように、山口直孝は、「范の犯罪」の舞台設定について、旧刑事訴訟法下の予審、公判ではなく予審段階における取調室だとする見解を示した。なるほど、最終部では范が「シツカリした足どりで此室を出て行った。」とあり、裁判官（予審判事）は「此室」に事件に関わる関係者を次々に呼んで訊問をしていたということになりそうだ。また、事件発生直後の警察による取り調べや予審での書記の存在が省略されたことも、山口が指摘するように、これは予審を中心に据えた「圧縮度の強いテクスト」であるということでおおむね納得できるものとしてよいだろう。だが私は、山口の説に賛同し

ながらも、これが全くの現実のものとしてしまうには躊躇してしまう気持ち拭い去れない。詳細は後述することになるが、予審の場とするにしても、リアリティー不足を感じさせる箇所が幾つも見られ、抽象的だとみなされても仕方ないものが残るからである。

さて、裁判官は、座長、助手、范の順で訊問を行なった。事件を外側から次第に内側に、いわば求心的に追究しようとしている。その点スリリングでもあるが、裁判官の目的は、これが過失によるものか故意のものか、つまり事の黒白をつけたいとするところにあるのを見逃してはならない。

座長の答えは、故意か過失か「つまり私には解りませんのです」というものであった。黒白をつける手掛りさえつかめなかったといえよう。

ついで助手が訊問を受ける。范夫婦の最も身近にいた人物で、范およびその妻の人となりなども伝えられる。この点に関しては後回しにするとして、肝心の事件の目撃者としてはどうであったかをつかんでおこう。助手は、あの事件が過失によるものか故意によるものか、「考へれば考へる程段々解らなくなつて了りました。」と答えた。これでは埒があかない。そこで裁判官は、「では出

来事のあつた瞬間には何方とか思つたのか？」（傍点は引用者）というふうに質問を切り替えた。が、助手は（殺したな、）と思つたとするものの、一方で、口上言いの男が（失策^{しせつ}つた）と思つたことを言い添える。助手は口上言いの男と対になっている。この助手はおのれの主観のみを言わない。物事を客観的にみようとしている。自分とは立場の違ふ口上言いの男の証言をも代弁するのだ。かくして助手への訊問においても過失か故意かの黒白はつけられなかった。

ところで范およびその妻はどのような人物として設定されているのか。

まず、「助手の支那人」について「范が此一座に加はる前から附いてゐた」とされていることに注目したい。ということとは、范とこの助手は、それ以前に別の一座にいたということになるだろう。旅芸人一座といつてもいろいろだ。范の妻が所属する一座に、あとから范およびその助手は別の一座から移籍して来たとみるのが妥当だろう。

范の妻に関しては、「四年も旅を廻はつて来た女」とあり、范と一緒に従つてからは「三年近かく」になるという。また、「故郷の兄といふのが放蕩者で家はもうつ

ぶれて無い」という。さらには、「働くにしては足が小さくて駄目だ」とされる（のちの范の証言）。つまり、纏足^{ぢんそく}なのだ。纏足は下層階級の出自の者は行なわれない。よつて、范の妻は、上流階級、少なくとも中流以上の階級の家に生まれ育ち、そこから零落した女性ということになる。助手が言うように、傍からみれば、「可哀さうな女」ということになるのだ。

范の出自はどうであろうか。助手によると、范は「英語も達者」で、最近「バイブルや説教集」をよく読んでいたという。ではいったいこのような教養や知性はどこから得、身につけたのか。

裁判官は范の生い立ちに関する訊問を全く行なっていない。この裁判官の范に対する訊問は生温いといわざるを得ない⁽²⁵⁾。親兄弟のこと、実家（故郷）のこと、英語などの教養はいつどこで身につけたのか、親友だったという范の妻の従兄とはどこで知り合ったのかなどの質問が范に浴びせられてしかるべきではなかった。

われわれは范の出自、その過去を想像するしかない。

范は、「妻の従兄」とは親友であったという。先に妻の出自が少なくとも中流以上、上流階級の者であろうとしたが、その従兄も同じ階級に属していただろうことから、

范もまた同じような階級の者だった可能性が高い。となれば、范が教養豊かなインテリであるのも納得がいく。

そうして何年か前、何らかの事情で旅芸人の身になったという具合に読むことができるのである。

だが、これが限界だろう。右のような范の生い立ち、過去ではなんとも物足りない。實際上、「まさに糾問手続の観があった」とされる「予審」においてその迫真性が希薄だとする一根柢がここにあるとしてよい。

ところで先に私は、この作品において事件が過失か故意のものか、またその目撃証人として助手と口上言いの男とが対になっていることをみた。相反するものが対置されているのである。次に、范夫婦の生活を仔細にみるが、ここでもそのような配置がなされていることに気がかされるのだ。

范とその妻が結婚してからは「三年近かく」になる。が、妻の出産のあった「二年程前」を境にして、二人の間に亀裂が生じたという。范は、赤子が「八月目に生れた」ことからその赤子を自分の子ではないとする。また相手の男は、妻の従兄だと「想像」しているという。だが、事の真相を范が妻に追及したわけでもなく、妻からの告白があったわけでもない。単に早産だった可能性も

あるのだ。しかるに范は頑なにおのれの子ではないと信じ込む。

ここには、おのれの胤か、妻の従兄の胤かという二項対立がある。だが、范の一方的ともいえる思い込みにより、後者のものとして決着がつけられ、素通りされる。むしろこの件に関しても裁判官の厳しい訊問はない。

さらに赤子の死をめぐる謎が残されている。妻は過ちからだとしたが、范はそのことについて妻を深く追及しない。妻が嬰兒殺しという故意の仕業をなした可能性もあるのだ。その場合、妻は自身の罪を悔い、犯罪を犯したことになる。だが、作品から読み取れるのは、赤子の死ということだけで、それが妻の過失によるのか故意かは謎のまま残されるだけである。

かくして「范の犯罪」の作品構造は、その「二年程前」の妻の出産とその赤子の死をめぐる、上記二点の二項対立事項（謎）が作品の底深い所で渦巻いているのである。

その後の范はおのれ自身の世界に一層内攻していく。おそらくは妻の従兄（親友だった）とは絶交したであろうし、他者を一切信じなくなっていたのではなからうか。そういう范が助手を心底から信用するはずがない。

赤子の死については早産によるものだと言い聞かせた。また、范夫婦が赤子の死を境にごく下らないことから口論となるのを見て助手は「それ程不和なものをつまでも一緒にゐなくてもいゝだらう」と進言したことがあったが、范は「妻には離婚を要求すべき理由があつても、此方にはそれを要求する理由はない」と答えたという。ここは品行方正な范からすればいささか矛盾した言い方となる。范の方にこそ「離婚を要求すべき理由」があるはずだ。范は、おのれらの夫婦にある秘密、苦悩を助手（他人）に明かさない。これは誤魔化しの答弁であつたらう。それほどに范は他者に心を開かない。深い人間不信に陥っているとしてよいだろう。

さらに重要なのは、妻を許せるか否かは范おのれ一個の問題になつたことである。妻との対話、話し合いによる夫婦間のもつれの修復はなされないのだ。ひたすら范は内攻していく。范は、赤子の死を「総てのつぐなひ」（傍点は作者）のように思つて、理性の上で妻に寛大にならうとした。そのため、「バイブルや説教集」を読むようになったが、これは理性による感情の超克を目指すものである。ここにも理性と感情という二項対立がみられる。だが、その感情はどうしても許すことをしな

い。妻の「そのからだを見てゐると、急に圧さえしきれない不快を感じる」（傍点は作者）始末なのだ。ここで二項対立は理性が感情に負けそうになっている。逆に言えば、おのれの感情に正直な范が妻を次第に愛さなくなつていくのは当然の筋道となるのだ。

さて一方の、その結婚生活に亀裂を生じさせてしまつたのちの范の妻はどうであつたらうか。この妻は、もし離婚されれば、「生きてはゐない」と范に申し立てていたという。実家がつぶれてしまい、また再婚の道も自ら働くことも閉ざされている。しかしこれは一種の脅しではないのか。離婚されれば、自害を選ぶというのだ。范が離婚を切り出し実行するならば、范は間接的に妻を殺してしまふことになる。こうして二人は愛のない不毛な同棲をつづけていく。若いせいか互いの性欲の捌け口のような肉体関係は普通にあつたという。だが、荒涼たる結婚生活であることに変わりはない。しかるに、妻はそれを堪え忍んでいたという。この妻こそ生きながらの死人として生きる道を選んだ、いや余儀なくされていたとしていいだろう。

だが、事は妻一人の問題ではなくなつていて、この妻は范をも巻き添えにしようとしていたというのだ。范は

「妻は私の生活が段々と壊こわげられて行くのを残酷な眼つきで只見てゐ」たと述懐する。この夫婦関係においてその力関係をいえば、妻の方がむしろ優位に立っていたとせねばならぬだろう。妻は零落の極みを尽くし、その未来に何らの期待を抱くことなく、自分と同じ地点まで夫の范を引きずり込もうとしている。こうして夫と妻という二項対立において、夫は妻に負けそうになっているとすることができるのである。

そのような范にとって、「本統の生活」と「誤りのない行為」とが二律背反する形で闘たたかひ合うことになった。「誤りのない行為」とはいかなることをいうのか。それは多分に、世間体や対面を気にかけてのものではなからうか。離婚すれば、その妻の死を招く。また、逃亡の場合も結果は同じである。妻を死に至らしめたのは自分の責任となり、のちのちまで良心の呵責の念に煩わづわされることになる。それよりは冷えきった関係でも世間（他の人々）からとやかく言われない道を選ぶのである。これが「誤りのない行為」ということになるだろう。が、そのうち范は妻が死ねばよいと思つたという。自分の「本統の生活」に入るのに足枷あしかぎとなつてゐる存在の死を願うのだ。外見上その死を悲しむだけで世間体や対面は保持

される。だが范は、そういうことを思う自体、自分が弱かつたためだと顧みる。かくして、「誤りのない行為」（二年程つづいてゐたことになる）は弱よさにつながり、「本統の生活」は未だ獲得してゐない強つよさにつながることにするのである。

四

「范の犯罪」の中心部を形成するのは、いうまでもなく裁判官が范を呼び訊問し、范の供述が繰り広げられる場面である。が、この間、范が饒舌じょうぜつとなつて長い供述を行なう箇所が三度ほどある。事件が起こる前夜のこと、妻殺害に及んだ演芸中およびその直後のこと、妻の死に遭遇したその後のこと、以上の三段階においてそれぞれ他とはバランスを失した長い供述がなされるのだ。それらは時間的経過に即したものとなつてゐるが、その一つ一つを検討してみたい。

范が急に饒舌となるのは妻への殺意を初めて抱いた真夜中のことを語つた部分である。多くの評論家、研究者が必ずといつていいほど引用する箇所である。じつに力強いものであり、読後こが特別に印象深く残るほどの

迫力を持っている。やはり本稿でも引用することにしよう。

「いいえ。然しいつになく後まで興奮してゐました。私は近頃自分に本統の生活がないといふ事を堪まらなく焦々して居た時だつたからです。床に入つてもどうしても眠れません。興奮した色々な考へが浮むで来ます。私は私が右顧左顧、始終キョト／＼と、欲する事も思ひ切つて欲し得ず。イヤで／＼ならないものも思ひ切つてハネ退けて了へない、中ブラリンな、ウヂ／＼とした此生活が総て妻との関係から出て来るのだといふ気がして来たのです。自分の未来にはもう何んの光りも見えない。自分にはそれを求める欲望は燃えてゐる。燃えてゐないまでも燃え立とうとしてゐる。それを燃えさせないものは妻との関係なのだ。しかもその火は全く消えもしない。プス／＼と醜くイブツてゐる。その不快と苦みで自分は今中毒しやうとしてゐるのだ。中毒しきつた時は自分はもう死んで了ふのだ。生きながら死人になるのだ。自分は左ういふ所に立つてゐるに尚、それを忍ぼうといふ努力をしてゐるのだ。而して一方で死んでくれ、ばい、そんなきたい、イヤな考へを繰返してゐるんだ。其位なら何故殺し

て了はないのだ。殺した結果がどうならうとそれは今の問題ではない。牢屋へ入れられるかも知れない。しかも牢屋の生活は今の生活よりどの位いゝか知れはしない。其時は其時だ。其時に起る事は其時にどうにでも破つて了へばいゝのだ。破つても破つても破りきれないかも知れない。然し死ぬまで破らうとすればそれが俺の本統の生活といふものになるのだ。——(以下省略)……………」

范は興奮し、気が高ぶっている。が、ここから、ある疑問が生じてくる。范は、自分の「未来」に「光り」を求める「欲望は燃えてゐる」、いや「燃え立とうとしてゐる」という。では仮に足枷の妻が突然死んだとして、その後の范にどのような「未来」が開けるといふのか。いったい、范の考える「未来」とはいかなるものか。ところがその具体的な姿は浮かんで来ない。范は奇術師としての今の職業に自足していかないというのだろうか。ここは范とは別人の、野心や大望を抱く青年のあがきの声を聞くような印象を受けてしまうのだ。

右の件はさておき、范の現状は、常に「右顧左顧^⑧」して、イヤで／＼ならないものも思ひ切つてハネ退けて了へない、中ブラリンな、ウヂ／＼とした」生活

を送り、それに「中毒しやうとしてゐる」という。ならば、嫌なものは嫌だとして断乎拒否する、「右顧左顧」することのない行動を取ることが彼のいう「本統の生活」ということになるだろう。その「本統の生活」に入る入口を妨げているのが妻の存在だということになる。范のいう「光り」ある「未来」、そこに向けての「本統の生活」を始めるに当たって、ついには妻殺しを思い立つ。むろん殺しの方法が考えられたわけではない。ただ単純に殺してしまえと思っただけである。そして殺した結果、牢屋に入れられるかもしれないが、その生活は今そのそれより余程ましだとするのだ。范のいう「未来」の具体的な姿は見えないものの、じつに雄々しい主張であることは否定できない。

先にみたように、「范の犯罪」は一九二三年九月二四日の稲荷事件を切っ掛けにして、書き直しを含む後半部の一気呵成による執筆がなされた。おそらく右に引用した范の供述部分あたりからそれがなされたに相違ない。⁽²⁾ 范の急激なボルテージの高い饒舌、作の基調の変化が認められるからである。

しかしながら、范の「あれ程に思ひつめた気」は、一晚のうちに「細々しく」なってしまったという。再び范

は「自身の弱い心を悲しみもした」というのだ。のちの范の供述からしても、結果的に范が妻殺しを思うのはこの晩一回限りのものであった。が、いかにその想念が一晚のうちに「細々しく」しぼんでいったにしろ、積極的かつ能動的なものが出現したことは弱い范にとって強く、一歩であったとしてよいだろう。

以上のような長い范の供述のあと、裁判官は「起きてからは、二人は平常と変らなかつたか？」と質問する。時間的推移からいえば、事件当日のことに移るのだ。しかるに裁判官は、「お前は何故、妻から逃げて了はうとは思はなかつたらう？」という質問をする。この質問は、順序からすれば、もっと前でよかつた。妻への殺意が沸き起る以前のことには属するからである。だが、妻からの逃亡という手段を示すことによつて、范の生の強弱が推し量られたのではないのか。范は、妻を殺してしまうことと妻の前から逃げ出すこととは「大變な相違です」と答える。いうまでもなく前者は積極的、能動的な姿勢であり、強くなるための第一のステップであつて、後者は消極的、逃避的なもので、弱いままとなるのである。裁判官のここにおける反応は、「和らいだ顔つきをして只首肯いて見せた。」というものである。これは范が弱

さから抜け出て強くなるとういう方向性にあることを確認し得た、いわば納得のうなずきと捉えたいと思う。

こうして次に、妻を死に至らしめた演芸中のことを中心とした范の長い供述が展開される。その演芸は、厚板の前に直立した妻のからだを象るように一本ずつナイフを投げていくというものであった。まず、頭上に、ついで左右の胸の脇へとナイフを打ち込む。左そして右へと交互にナイフを打つのだ。面白いことに、この演芸自体、范の日頃の「右顧左顧」の生活ぶりを象徴しているといえまいか。

また、ここで「范」という名前に注目してもよい。

「范」という文字の持つ意味として、「わく」「規範」「おきて」を表わすと同時に「わくを越えるもの」「侵犯」という意味もあるという。作者志賀がそこまで了解のうえ支那人の奇術師の名を「范」としたとは考えにくい、単なる偶然のいたずらにしてはよく出来ている。すなわち「范」はその名からして、引き裂かれた二方向のベクトルの間で悩み苦しむという宿命を背負っていたのである。

ついにその時はやって来た。この時の范は、「フラ／＼と体のユレるのを感じ」るほど不安定な状況にあっ

た。が、妻の頭上、左右の胸の側へとなんとか無事にナイフを打ち込んだ。そして妻の頸の左側に一本打ち、次に右側へ打とうとすると、妻が「急に不思議な表情」をしたという。発作的な烈しい恐怖、自分の頸にナイフが突き刺さることを予感したのだろうか。そういえば、妻もまたその前夜、一睡もしていなかったようだ。妻の内面は描かれることはないが、妻は妻なりに范との夫婦関係に思い悩んでいたのだろう。こうして妻の「恐怖の烈しい表情」が「自分の心にも同じ強さで反射したのを感じ」、「殆ど暗闇を眼がけるやうに的もなく手のナイフを打ち込むで了つた」というのだ。

ここをいかに解釈するか。この犯行は、大嶋仁がいうように、「不明な、人間の意識を超えた魔力が、肉体という媒体を通じて」襲ってきたものとすることもできるし、秋山公男がいうように、范と妻との「恐怖感の相乗作用」が犯させた「犯罪」であるとすることもできる。つまり、ここに描かれた範囲からでは過失とも故意とも決定しかねるのだ。

作品の展開上、この妻殺害のシーンはどうしても扱わないわけにはいかなかった。だが、それを過失か故意か分からなくなるように描けばその目的は果たされる。こ

こはこの小説の最大のヤマ場とはなり得ない。作品の核心部はひとえに范の生のあり方、生き方にこそあるからである。

次に范は犯行直後の心理分析を行なう。断わるまでもなく、事件はすでに過去のものとなっていて、事後の范の心理、その変転のさまにこそ我々は注目しなければならぬ。犯行直後の范は、故意の仕業のような気が「不意に」したという。そして「不図湧いたズルイ手段」から、祈るふうを装った。それは「過殺と見せかける事が出来ると思つた」ためである。過失か故意かの二項対立の図式でいえば、故殺に傾いたベクトルを無理矢理過失にねじ曲げる偽装がなされたこととなるのだ。

さらに時間的経過があつて、「私は後で考へてゾツとしました。……」以下の、比較的長い范の供述が展開される。第三のヤマ場となるのだが、ここに范の重要な心理変化をみることが出来る。

まず、犯行直後の、過殺と見せかけようとした行為に對し、「若し一人でも感じの鋭い人が其所にゐたら勿論私のワザとらしい様子は気づかずには置かなかつたと思ひ、冷汗を流す。時の経過に伴い、自分の行為を冷静に振り返り批判できる心の働きも起こってきたのである。

こうして「其晩」のことが語られる。「其晩」とは事件のあつたその日のことかどうか明確でないが、真夜中になると范の自我は高揚してくるのだ。范はこの時点において「どうしても自分は無罪にならなければならぬ」と「決心」したという。故意か過失かの二項対立のなかで、過失と「我を張つて了」う、その際、「何一つ客観的な証拠のないといふ事」が「心丈夫」にさせたというのだ。が、ここにも作為、欺瞞が介在してくる。しばし范は「過失だと思へるやう」な「申立ての下拵へ」を考えたというのである。

ところが、さらなる転回が起こる。「何故、あれが故殺と自分で思つたらう？」という「疑問」が生じて来たのだ。そしてついには「段々に自分ながら全く解らなくなつて了」い、「興奮」と「愉快」とを覚えるのであつた。

このあと裁判官の短い質問が一つ入つてまた范の少し長めの供述が続けられる。まず、「只全く自分でも何方か解から無くなつた」と繰り返す。そして次のような発言に注目しなければならない。

私はもう何も彼も正直に云つて、それで無罪になれると思つたからです。只今の私にとつては無罪にならう

といふのが総てです。その目的の爲めには、自分を欺いて、過失と我を張るよりは、何方か解からないといつても、自分に正直であられる事の方が遙かに強いと考へたからなのです。

「正直」ということを第一義に置く。過失とも故意とも分らないというのが「正直」なところのものとすのだ。ここには「右顧左顧」がない。だから本多秋五がいうように、『本統の生活』を求めると『自分に正直であられる事』とは、一本の線によって串刺しに貫かれてゐる。」といえるのである。おのれの心を見つめ、一点の虚偽、欺瞞をも排除し、「正直」なところのものに従う、そういう姿勢を取ることが「強い」ことだとするのだ。ここに至つて范は新しく生まれ変わったといえよう。もはや「誤りのない行為」をしようとして「右顧左顧」していた「弱い」范ではない。「正直」を第一に掲げ、「右顧左顧」を脱却して、「本統の生活」の入口に踏み込んだ「強い」范が誕生したといつてよいだろう。

裁判官は、そういう強い范を確かめるべく次のような質問をする。「所でお前には妻の死を悲しむ心は少しもないか？」と。これに対して范は、「全くありません。私はこれまで妻に対してどんな烈しい憎みを感じた場合

にも、これ程快活な心持で妻の死を話し得る自分を想像した事はありません」と答えた。妻の死に対して悲しみは全くないという。少しでも悲しみを感じればそこから後悔の念や憐憫の情が沸き起こってくるだろう。弱い范ならば妻の死を悲しむ気持ちが必要や揺曳するはずなのだ。しかるに范は妻の死を悲しむ心は全くないと言ひ、さらに妻の死を「快活な心持」で語り得るとするのだ。これは「本統の生活」に入り得た証左なのである。

「もうよろしい。引き下がつてよし」という裁判官の言葉以降がこの作品のエピローグとなる。

草稿の「支那人の殺人」の段階ではあるいは裁判官の心理が大きく取り上げられていたかもしれない。が、「范の犯罪」の段階では、主人公は范と定まり、その心理描写は詳細を極めるものとなり、一方それに対峙する裁判官はその存在感を希薄化させていった。とはいへ、最終部における裁判官の「無罪」判決の理由を考えてみねばならない。

裁判官は、范が退室したあと、自身に「何かしれぬ興奮」の沸き上がるのを感じる。これは范への共鳴でなく何であろう。范の主張、その生き方、強さを獲得したことに感動したのである。だから「無罪」と即決したの

だ。そもそもこのような裁判官（予審判事）が現実に存在したとは到底考えられないが、公判には付さず、そういう意味合いでの「無罪」判決ではなかったろうか。このことは裁判官の行動、仕草にも示される。范が「シツカリした足どり」で退出していったのと平仄を合わせるようにして、この裁判官も「矢張りシツカリした足どりで此室を出て行つた。」という叙述でしめくくられるのだ。裁判官の范に対する共鳴とするしかないだろう。裁判官は范を支援する立場を取つたのである。

山口直孝は、「范の事例は、非『責任能力』者の行為、もしくは、『心神喪失』者の行為に該当しよう。」として、裁判官の「無罪」は法的判断として妥当なものであったと解釈している。³⁶だが、裁判官の「何かしれぬ興奮」を「冷笑的な興趣」と捉えるには無理がある。「冷笑的な興趣」なら「少し赤い顔」をしているはずはないからだ。范は決して狂人などではない。その供述は理路整然として存在し、范に圧倒され、その支援者となるに止まつたのである。

むすび

初期の志賀直哉は、病的で刺激の強い題材を好んで扱う傾向にあり、いわば犯罪小説といえるものを数篇発表している。すなわち「剃刀」「濁つた頭」「クローディアスの日記」「范の犯罪」「児を盗む話」の五作である。そこでそれぞれの犯罪小説としての特徴を明らかにし、主に「范の犯罪」との相違点に着目しておこうと思う。

「剃刀」は、先にも述べたように、その草稿段階では予審の場も描かれようとしていた。直哉の予審（裁判）への関心の所在を証するのだが、結局描き上げられたものは兇行者芳三郎に焦点を合わせたその犯行までのプロセスであった。従つて、小説の最終部でなぜ芳三郎が発作的にその犯行に及んだのかの機微は分からずじまいとなった。草稿の記述からその犯罪心理のメカニズムをある程度まで捉えることは可能だが、それは所詮削ぎ落とされたものであり、われわれ読み手は、風邪の熱にうかされた芳三郎の一挙手一投足、その心理状況の推移に注意しながら、その殺害シーンまでを享受するに止まることとなつたのである。

「范の犯罪」は「剃刀」が削ぎ落とした予審の場を舞台にすることから、ある意味で「剃刀」の統篇的な意味合いを持つことになる。しかるに「范の犯罪」において裁きはリアリティーのあるものとして描かれたとはいえない。裁判官（予審判事）にスポットが当てられることは幾度かあったが、その訊問は生温さを感じさせるものであり、最終部近くにおけるその「つぶやき」（傍点は作者）の内容もついに明確にされることなく、いとも簡単に「無罪」判決がなされただけであった。つまり作者志賀の根強い予審（裁判）への関心とは裏腹に、それを描破する力量（知識）のなさを露呈させることとなったともいえるのである。こうしてやはり作の中心は主人公范の供述部に置かれることとなった。すこぶる饒舌となった范の、その自我閉塞状況を抜け出て自己の心に正直になることから「無罪」を勝ち取るうとする強い意欲が際立つこととなったのである。最早、裁きの問題はさして重要なものとして機能しなくなった。それよりも范の供述から浮かび上がって来た、彼の生き方、その生のあり方がインパクトのあるものとしてわれわれ読者に迫ってくることとなったのである。

「濁つた頭」は、志賀の自伝的モチーフと芸術的モチーフ

の合流したところに形成された。主人公の津田は志賀と臍の緒のつながる人物として造型されている。温順なキリスト信者であった若き日の直哉は、約七年もの長い期間にわたり、キリスト教のいう姦淫戒と自身の性欲との葛藤に苦しんだ。結局は性欲（自然）の力を肯定し、棄教に至った直哉だが、一方で性欲の力をおそれ、それに負けてしまうことを危惧していた。だから、元々あまり好いてはいない女性（お夏）と性欲のみでつながっているような津田はおのれのネガティブな分身であったのだ。が、一方で、この作には芸術的モチーフが早い時期から働いていた。それは、「二三日前に想ひついた小説の筋」（一九〇八・一〇・一八執筆）という草稿作で、そこには、「二人の關係は、事実で、温泉宿の畳がへまでは本統なのだが、それから、雨戸を開けて月夜の外へ出るまでは全然、夢だつたのだ。」とか、「兎も角、夢と現実とが、ゴッチャ／＼になる所が書きたい」などと記していた。この青写真真通りに「濁つた頭」のプロットは運ばれたとみる。従って津田はお夏を実際には殺していない。これは夢のなかでの殺人であったのだ。それを実際に殺したと思つたことから津田はついに発狂するに至った。さらにそのうえ、現在の彼は、「二年間」の「癡狂院」

生活を終え出て来たのだが、「未だ常人とは行かぬ人」として設定されているのである。

「范の犯罪」における范も短い期間だがキリスト教に接近していた。しかしこれを志賀に当てはめることは控えた。志賀は夫婦関係のもつれから自殺してしまった従弟の「○○氏」とは逆のケースを描こうとした。その過程において感情のうえで許すことのできない妻を理性のうえで許そうと努めた。キリスト教はそういう「ため直し」のために使われた手段に過ぎない。また范は、津田のように狂気には陥っていない。その供述はかなり整理されたものとしてある。確かに弱さを何度も口にするが、それはすでに過去のものとなり、自己忠誠を第一義とする最後の主張には強さが備わっていたのである。

「クローディアスの日記」は、犯罪小説という側面で見れば、クローディアスの兄王殺しとその想像のなかで行なわれたことが注目に値する。これは想像力の恐ろしさをいっているのだ。クローディアスにおいては「想ふ」ことと「為す」ことは等価であるという。狩場での一夜、クローディアスは、そばでうなされて眠っている兄王の夢のなかで兄の首を絞めているのは自分であると想像する。この想像裡に映し出された殺害シーンの画像は

のちのちまでクローディアスの意識にねばりつき、まわりついた。これは肥大する想像力の恐ろしさを描いたものなのである。

「范の犯罪」における妻殺しは現実のものとして存在する。「濁つた頭」における夢のなかでの殺人とも「クローディアスの日記」における想像裡の殺人とも違う。范の想像力ということの問題にするならば、妻の産んだ赤子の胤を妻の従兄としたぐらいである。また、実際上の殺人としても、それが過失か故意か判然としないもので、いわば偶発的にもたらされたものだったことに注意せねばならない。

「児を盗む話」(一九一四・四「白樺」)は、殺人を扱っていないが、幼女誘拐という犯罪を取り上げている。この主人公「私」は、当初の目的の芝居小屋で見た「六つばかりの美しい女の児」を誘拐することはできなかった。その代替として按摩の家の「色の黒い五つばかりの女の児」が身近にいたこともあって誘拐の標的とされ、それが断行されたのである。しかし、いざその女の児を盗み出したものの、やがてこの女の児を元々それ程愛していなかったことに気づく。誘拐行為はすでに徒勞であったのだ。私は、この作品における誘拐行為は直哉の尾道

での自活生活にスライドさせることができると解釈する。執筆は「范の犯罪」よりあとなのだが、作者はおのれの尾道生活を振り返り、挫折したことを悲嘆しながら反芻したのである。犯罪に託し描かれたものは敗者の姿であり、おのれの過去をなぞり、後ろ向き^のの作となっているのである。

しかるに「范の犯罪」は、勝者のものであり、その「未来」に「光り」が見え始めるといふ、前向き^のの作となった。この作こそ志賀初期文学の掉尾を飾るにふさわしいものである。が、ここでは、「范の犯罪」に描かれた世界がそのまま執筆当時の作者の実生活を反映していることを述べておきたい。

范はその妻とのうじうじとした関係を清算できずに何かにつけ「右顧左顧」する弱い人間となっていた。「范の犯罪」執筆時の直哉もその自家（父）との関係において「右顧左顧」することが多かった。人類の永生に寄与する文学の仕事を目指し、自家（父）を離れて尾道で自活生活を行なったものの、それは半年あまりで挫折し、再び自家（父）につながる生活に戻っていた。なるほど麻布の父の家での生活は経済的に困窮することはない。また、最愛の祖母留女と一緒にいることもできる。その

点では「誤りのない行為」なのかも知れない。しかし、九月二四日の稲荷礼拝の件に見られるように、「イヤでくくならないものをも思ひ切つてハネ退けて了へない」局面をしばしば体験させられるのである。こうしてこの日、直哉の自我の発火装置に火がつき、ついに爆発することとなった。「范の犯罪」の世界はその後半部から基調を変える。旅芸人の范は旅芸人としての枠を越え、作者志賀の内なる声を代弁する者となる。范（直哉）は、自我閉塞の状況を打破し、「光り」ある「未来」を希求する。それをばばむ者、すなわち妻（父）を殺してしまえと思う。「本統の生活」とは、父（自家）との関係を清算してしまうことなのだ。これは、自己忠誠という生き方とも直結している。もはや父（自家）と折り合いよくやっていこうとする気持ちは毛頭ない。ここに直哉の自家離れ、自活への再度の挑戦が決意されたのだ。裁判官（これも直哉の分身）の「無罪」判決は自己鞭撻、自己正当化に他ならないのである。

最後に、「范の犯罪」発表後の直哉について一瞥し、この論稿をしめくりたいと思う。

直哉の自我高揚は「范の犯罪」執筆時をピークとしてここから急激に沈静化していく。一〇月一日の日記に

「午后順天堂に行く もう来なくていゝと小澤といふ人がいった、」とあるように、東京在住の目的であった性病の完治がなった。こうして直哉は再び尾道に向けて出発する。が、尾道に行く前に、交通事故での傷の後養生のため、城崎温泉に立ち寄って滞在することにした。

「城の崎にて」の作品世界をここで論じる気はないが、一九一三年一〇月中旬、城崎滞在時において直哉の自我が急激に沈静化していったのは事実である。そこでは「范の犯罪」の反対のケースとして「殺されたる范の妻」という作が考えられたというのだ。自我高揚の反動としてうなずけるものがある。

そもそも志賀直哉という作家は両極的な思考をめぐらし、その創作においても或るものを描けばその対極に立つものを考えることが多かった。例えば、電軍事故に遭って子供が死ぬ話を「正義派」(一九二一・九「朱欒」)に書いたあと、それとは逆の、子供が助かる話を「出来事」(一九二三・九「白樺」)として書いた。また、「クロロディアスの日記」を書く一方で、発表には至らなかったものの「ハムレットの日記」(私は一九一五年秋以降から一九一六年上半期にかけての執筆と推定する)も書きかけていたのである。

直哉は城崎温泉で自我の沈静化という思わぬ体験をするものの、尾道へと舞い戻った。これで尾道生活がずっと続くはずだった。しかるに今度は中耳炎を患う。これも思わぬアクシデントだったろう。そして、東京に戻りきちんとした治療を受けた方がよいと医者に言われ、東京に戻った。が、自活再開を思いとどまったわけではない。尾道の家はたたみ、新たに大森を自活の場として選んだのである。一九一三年二月一日の日記には、「自家との関係を奇れいに断つ事は淋しい心に時々自分をする、然しその反対の時もある、前のやうな場合の心持には根はない。それは長い慣習から来る心細さで、それに負けてはならぬ」と記している。のちの自伝的作品「くもり日」(原題は「曇日」、一九二七・一「新潮」)によると、父に「廃嫡して貰ひたい」と申し出、やがて「父も承知し」、「衣食に困らないだけの金を受け取り、家を出た。」とされている。自家(父)離れの方向性は一貫していた。「范の犯罪」で表明したおのれの生き方(自己忠誠を第一義として前向きに生きること)はまさしく実践されたのだ。さらにいえば、そういう生き方は、自己欺瞞や周囲との妥協から父とたやすく和解してしまうことを頑なに拒否する「和解」(一九一七・一〇「黒

潮)の主人公のそれに真直ぐ繋がっているのである。

《注》

- (1) 広津和郎「志賀直哉論」(「新潮」、一九一七・四)
- (2) 小林秀雄「志賀直哉―世の若く新しい人々へ―」(「思想」、一九一九・一一)
- (3) 井上良雄「芥川龍之介と志賀直哉」(「磁場」、一九三二・四)
- (4) 本多秋五「志賀直哉」(岩波書店、一九九〇・一)
- (5) 須藤松雄 ①「志賀直哉の文学」(南雲堂桜楓社、一九六三・五)、のち増訂新版、桜楓社、一九七六・六)、②「近代文学鑑賞講座 第十卷 志賀直哉」(角川書店、一九六七・三)、③「志賀直哉研究」(明治書院、一九七七・五)
- (6) 注(5)の①
- (7) 注(5)の②
- (8) 本多秋五「志賀直哉小論」(河出書房新社、「日本文学全集 14 志賀直哉集」「解説」、一九六六・六、のち「本多秋五全集 第十卷」葎柿堂、一九九六・二に収録)
- (9) 本多秋五「志賀直哉における自覚の問題」(「文学」、一九七〇・二)
- (10) 注(4)と同じ。
- (11) 拙稿「志賀直哉―尾道行前後の生活と文学―」(「芸文研究」第四十三号、一九八〇・三)。のち拙著「志賀直哉―青春の構図―」(武蔵野書房、一九九一・四)に収

録。

- (12) 太田正夫「范の犯罪」(西尾実監修「作品 志賀直哉の短編」古今書院、一九六八・二所収論文)は、裁判官は直哉の分身であると指摘している。
- (13) 紅野敏郎「鑑賞日本現代文学 第七卷 志賀直哉」(角川書店、一九八一・五)
- (14) 重松泰雄「范の犯罪」解説」(「近代文学論集」7、一九八一・一一)
- (15) 山口直孝「志賀直哉「范の犯罪」論―「范」の形象と舞台設定とをめぐって―」(「日本近代文学」第51集、一九九四・一〇)
- (16) 秋山公男「近代文学 弱性の形象」(翰林書房、一九九九・二)
- (17) 「〇〇氏」に関することは、川村渡「伊勢亀山・志賀直哉の文学―母方佐本家の人々―」(三重県郷土資料刊行会、一九八五・二)を参照した。
- (18) 「范の犯罪」の成立過程を考察した論文に、田中栄一 ①「『范の犯罪』」(「現代国語研究シリーズ10 志賀直哉」、尚学図書、一九八〇・五所収論文)、②「『范の犯罪』の世界―志賀文学における意味再考―」(「新大國語」第22号、新潟大学教育学部国語国文学会、一九九六・三)、重松泰雄「『范の犯罪』解説」(前掲注(14)論文)、中嶋昭「志賀直哉『范の犯罪』を読む―須藤松雄・重松泰雄両氏の御論に触れて―」(「中央学院大学人間・自然論叢」第九号、一九九一・一)などがあるが、「支那人の殺人」について、田中栄一は「手のこんだ復讐譚的作品」(①

②とも)、重松泰雄は「Aを『支那人』に置き換えた
〔巧妙な他殺〕譚」とそれぞれ推測している。

(19) 末川博編『全訂 法学辞典』(日本評論社、一九七一・
一)

(20) 中谷陽二『精神鑑定の事件史』(中公新書、一九九七・
一)

(21) 実吉英子「若い頃の兄志賀直哉の想い出」〔志賀直哉
全集〕第九卷「月報」、岩波書店、一九七四・三

(22) 注(15)と同じ。

(23) 水野岳「文学と法とー『義血侠血』『范の犯罪』などー」
〔研究紀要〕第五十七号、日本大学文学部人文科学研

究所、一九九九・一)は、明治四十年(一九〇七年)公
布の新刑法や旧刑事訴訟法の条文などを援用し、「范の
犯罪」が公判でもなく予審段階のものですらないことを
説き、その「抽象性」を確認している。

(24) 岡本隆三『纏足』(弘文堂、一九六三・一一)による
と、「纏足」は実に十世紀の長きに渡って続いた「中国
の男尊女卑の封建性」を示す「女性を家庭にとじこめた
非人間的、野蛮きわまる奇習」であり、「当時のふつう
の家庭では、纏足するのが当り前であり、纏足は美人の
条件であり、結婚の条件でさえあって、労働する身分の
いやしい女性だけが自然のままの足をしていたのである。」
とされている。

(25) 旧刑事訴訟法下での刑事事件に関し、今日われわれが
手軽に読むことのできる「予審調査」は阿部定事件(一
九三六年)のものである。(七北数人編『阿部定伝説』、

ちくま文庫、一九九八・二所収)。それによると、予審
判事は阿部定に対し、「どうして吉蔵を殺す気になった
か」(第一回)などはごく当然のものとしても、「学校は
何処まで行ったか」(第二回)などの生い立ちに関する精神
病者はないか」(第二回)などの生い立ちに関する訊問
を行ない、それに答える阿部定の半生がくっきりと浮き
彫りにされているのを確認することができる。

(26) 注(19)と同じ。

(27) 吉岡公美子「『范の犯罪』試論ーフェミニズムの視点
からー」〔文学理論研究89〕、筑波大学 現代語・現代文
化学系 赤祖父哲二研究室、一九九〇・三所収論文〕は、
「范が妻に対して支配権をもたないと感じる理由」は、
「まず、妻が本当に婚前にあやまちを犯したのかどうか、
そして赤児を故意に殺したのかどうか、という出来事の
真実性が、范には知り得ないこと」にあるとし、その「へ
弱さ」を逆手にとる妻は、范に対し「アイロニカルな支
配権」を持つ、と指摘している。これは的確な読みである
と思われる。なお、同じフェミニズムの立場からなされ
た千種・キムラステイブン「『范の犯罪』(志賀直
哉)と性の政治」〔男性作家を読むフェミニズムの成
熟へ〕、新曜社、一九九四・九所収論文〕は、范の妻は
従兄にむりやり犯された可能性が高く、また産んだ子を
死なせてしまったのは「過ち」である可能性が強いとし、
さらには妻は范から「精神的虐待」をうけていたとして
范(男性)を徹底的に批判している。が、これは深読みの
典型的な例で、「想像」から別の物語を作ってしまった

いると言えまいか。

(28) 「右顧左顧」については、一九一八年一月の『夜の光』（新潮社刊）収録の際、「とみかうみ」とルビが付けられた。

(29) 「范の犯罪」の書き直しをふくむ「後半」部の始まりを、須藤松雄（前掲注(5)の②の著書）は、「いゝえ。然しいつになく後まで興奮してました。」以降、紅野敏郎（前掲注(13)の著書）は、「其時は其時だ。」以後、中嶋昭（前掲注(18)の論文）は、それらより以前の「いつもより、それが烈しかったのか？」以後、とそれぞれ推測している。

(30) 上田仁志「『范の犯罪』論—規範と侵犯、主体なき「犯罪」の戯れ—」、および富岡雄一郎「さ、殺人は爆発だァァ! —『范の犯罪』にみるル・サンボリックとル・セミオティックの葛藤—」（ともに『文学理論研究89』、筑波大学 現代語・現代文化学系 赤祖父哲二研究室、一九九〇・三所収論文）は、藤堂明保編『学研 漢和大事典』（学習研究社、一九七八）により「范」の字義に注目している。

(31) 大嶋仁「カミュ『異邦人』における殺人思想—志賀直哉『范の犯罪』と対比して—」（『比較文学』第23号、一九八〇・一一）

(32) 注(16)と同じ。

(33) 長尾龍一は、「『未必の故意』と『認識ある過失』の限界如何? と刑法学者たちが論じて来た典型的な事例でしよう。」としている。『文学の中の法』、日本評論社、

一九九八・七)

(34) 注(4)と同じ。

(35) 初出「范の犯罪」の最終部において裁判官は、「無罪」の「判決書」を作成し捺印したあと、「何かつぶやきながら」（傍点は作者）、「此室」を退出して行った。いったいこの時どのような「つぶやき」があったのだろうか。おそらく草稿「支那人の殺人」の段階ではそれがはっきりした言葉として示されていたのではないか。しかるに、初出「范の犯罪」では何かの「つぶやき」としてばかされ、さらに一九一八年一月の修訂では末尾の裁判官の所作も著しく削除されるに至る。これは再三述べるように、作者志賀に予審や裁判のあり方についての知識不足が認識されていたの処置であったと考えたい。

(36) 注(15)と同じ。

(37) 初出「児を盗む話」では、その冒頭部および末尾に、この事件についての裁き（法廷）に関することも叙述されていた。裁判官は「私」を「気違ひ」と鑑定したらしい。それで主人公にはその自覚は全くないものの、「私は多分近日許されて此所を出るだらうと思ふ。」ということまで記されていたのである。が、のちの一九一七年六月、新潮社刊行の『大津順吉』に収録の際、この部分は削除された。よって、少なくとも初出「児を盗む話」の執筆時である一九一四年一月の時点までの直裁には、その知識は不十分ながら、裁判への興味、こだわりが根強く存在していたとしていいだろう。